

大津市新型インフルエンザ等対策行動計画の 改定について

令和7年7月24日

大津市新型インフルエンザ等対策に関する有識者会議

1. 新型インフルエンザ等対策行動計画に関する基本事項

(1) 特措法と行動計画の概要

① 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年5月11日法律第31号)

感染症危機が発生した際、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護するとともに、国民生活・経済に及ぼす影響を最小にすることを目的として制定。

○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法 第一条

この法律は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、かつ、これにかかった場合の病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画、新型インフルエンザ等の発生時における措置、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他新型インフルエンザ等に関する事項について特別の措置を定めることにより、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。)その他新型インフルエンザ等の発生の予防及びまん延の防止に関する法律と相まって、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、もって新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする。

② 新型インフルエンザ等対策行動計画

感染症危機が発生した際、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護するとともに、国民生活・経済に及ぼす影響が最小となるように、国、地方公共団体、事業者等が連携・協力し、発生段階に応じて行動できるようにするための指針として、特措法に基いてあらかじめ定めた計画。

新型インフルエンザ等が発生したと認められ、政府対策本部が設置されたときは、政府行動計画に基づき、基本的対処方針を定めて対応。

1. 新型インフルエンザ等対策行動計画に関する基本事項

(2) 新型インフルエンザ等の定義（行動計画の対象となる感染症）

「新型インフルエンザ等」（特措法第6条）

- ・感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- ・感染症法第六条第八項に規定する指定感染症
- ・感染症法第六条第九項に規定する新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)

分 類	概 要 等	特 徴
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ 再興型インフルエンザ 新型コロナウイルス感染症 再興型新型コロナウイルス感染症	・ 免疫を獲得していない ・ まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある
指定感染症	既知の感染症であって、まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの	
新感染症	未知の感染症	

1. 新型インフルエンザ等対策行動計画に関する基本事項

(3) 行動計画と関連する計画等

健康危機管理				
感染症				自然災害等
新型インフルエンザ等特措法		感染症法	地域保健法	
国	政府行動計画 令和6年7月2日 全面改定	感染症法基本指針	地域保健基本指針	
		予防計画策定ガイドライン	地域健康危機管理ガイドライン	
			地域健康危機管理 ガイドライン(感染症編) ※健康危機対処計画策定指針	
滋賀県	行動計画 令和7年7月 改定予定	予防計画	国の考え方等を踏まえ作成 ↑ フォローアップ等 ↓	(手引書)
大津市 (大津市保健所)	行動計画 令和8年3月 改定予定	予防計画	健康危機対処計画 (感染症編) ← 整合性をとる →	(手引書)
県内の他6保健所	マニュアル		健康危機対処計画 (感染症編)	手引書(マニュアル)
滋賀県衛生科学 センター			健康危機対処計画 (感染症編)	マニュアル
県内他市町	行動計画			(手引書)

2. 行動計画の抜本的改定

新型コロナ対応の経験を踏まえ、令和6年7月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画が抜本的に改定され、令和7年7月を目途に滋賀県新型インフルエンザ等対策行動計画が改定される予定。

本市は、滋賀県の行動計画の改定を受け、政府、県の行動計画と整合を図って行動計画を改定する。

〈新型コロナ対応における課題（政府の振り返り）〉

平時の備えの不足
主に新型インフルエンザを想定した計画、検査体制や医療提供体制の立上げ、都道府県等との連携の課題 など
変化する状況への対応の課題
変異等による複数の波への対応と長期化、対策の切り替えのタイミング、社会経済活動とのバランス など
情報発信の課題
可能な限り科学的根拠に基づく情報発信、行動制限を伴う対策の意図などの伝達、感染症に係る差別・偏見等の発生 など

3. 政府、滋賀県行動計画改定のポイント

(1) 新型コロナ対応における課題への対応

→ 行動計画において以下のことについて記載・対応

平時の備えの不足	変化する状況への対応の課題	情報発信の課題
○ 平時の準備の充実 ・ 新型コロナ、新型インフル以外の呼吸器感染症も念頭に記載を充実 ・ 全体を3期(準備期、初動期、対応期)に分け、準備期の取組を充実	○ 複数の感染拡大の波への対応 ・ 中長期的に複数の波が来ることも想定して対策を整理 ・ 状況の変化に応じ、社会経済活動とのバランスを考慮しつつ柔軟かつ機動的に対策を切替えていくことを記載	○ 情報発信の充実・強化 ・ 偏見・差別等の防止や偽・誤情報対策、可能な限りの双方向のリスクコミュニケーションの実施について記載

実現すべき3つの目標

- ・ 感染症危機に対応できる平時からの体制づくり
- ・ 国民生活及び社会経済活動への影響の軽減
- ・ 基本的人権の尊重

3. 政府、滋賀県行動計画改定のポイント

(2) 対策項目の拡充

→ 新型コロナ対応の経験を踏まえ、従前の6項目から拡充

※ 表中の赤字は改定による追加項目

従前の政府・滋賀県行動計画		改定後の政府行動計画	滋賀県行動計画（改定素案）
① 実施体制		① 実施体制	① 実施体制
② サバイランス・情報収集		② 情報収集・分析	② 情報収集・分析
		③ サバイランス	③ サバイランス
③ 情報提供・共有		④ 情報提供・共有、 リスクコミュニケーション	④ 情報提供・共有、 リスクコミュニケーション
		⑤ 水際対策	
④ 予防・まん延防止		⑥ まん延防止	⑤ まん延防止
		⑦ ワクチン	⑥ ワクチン
⑤ 医療		⑧ 医療	⑦ 医療
		⑨ 治療薬・治療法	⑧ 治療薬・治療法
		⑩ 検査	⑨ 検査
		⑪ 保健	⑩ 保健
		⑫ 物資	⑪ 物資
⑥ 生活・経済の安定の確保		⑬ 国民生活・国民経済の安定の確保	⑫ 県民生活・県民経済の安定の確保

3. 政府、滋賀県行動計画改定のポイント

(3) 時期区分の変更

→ 従前の5期から3期（準備期、初動期、対応期）に変更

従 前	①未発生期	②海外発生期	③国内発生早期	④国内感染期	⑤小康期	
改定後	①準備期	②初動期	③対応期			
			封じ込めを念頭 に対応する時期	病原体の性状等 に応じて対応す る時期	ワクチンや治療 薬等により対応 力が高まる時期	特措法によらな い基本的な感染 症対策に移行す る時期

※ 改定後の各時期区分の状況は、概ね次のとおり

- ・ 準備期：平 時
- ・ 初動期：感染症の発生探知から政府対策本部による基本的対処方針が実行されるまでの間
- ・ 対応期：基本的対処方針に基づく対応が実行されて以降

〈変更理由〉

準備期	従前の行動計画では、平時からの準備についての記載が不十分であったため、各項目ごとに準備期を独立させ、記載の充実を図るよう変更。
初動期	グローバル化により新型インフルエンザ等が時を置かずに世界中へ拡散する可能性が高まっており、海外発生期と国内発生早期の違いがほとんど無くなっている現状に鑑み変更。 → ウイルスの性状が分からない段階でも実施する項目を初動期に位置付ける。
対応期	過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定。柔軟かつ機動的に対策を切り替えながら対応することを基本とするため、対応期を大きくとっている。

政府行動計画の改定内容

- ・新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、初めて抜本的に改正
 - ・新型コロナウイルスや新型インフルエンザ以外も含めた幅広い感染症による危機に対応
 - ・対策項目を6項目から**13項目**に拡充
 - ・対策時期を5期から**3期(準備期、初動期、対応期)**に変更
 - 準備期…発生前の段階
 - 初動期…国内で発生した場合を含め、世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染等が発生した段階
 - 対応期…新型インフルエンザ等が発生した旨公表され、対策本部が設置された段階
- 対応期は、次の4つの時期に分類される。
- 封じ込めを念頭に対応する時期、病原体の性状等に応じて対応する時期、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

これまでの政府行動計画の構成

- I 始めに
- II 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針
- III 各段階における対策
(対策時期を主体とした整理)

対策項目	対策時期
(1)実施体制	未発生期
(2) サーベイランス・情報収集	海外発生期
(3)情報提供・共有	国内発生早期
(4)予防・まん延防止	国内感染期
(5)医療	小康期
(6)国民生活・国民経済の安定の確保	

改定後の政府行動計画の構成

- 第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と政府行動計画
- 第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針
- 第3部 新型インフルエンザ等対策項目の考え方及び取組
(対策項目を主体とした整理)

対策項目 ※新規項目	対策時期
(1)実施体制	準備期
(2)情報収集・分析	初動期
(3)サーベイランス	対応期
(4)情報提供・共有、リスクコミュニケーション	
(5)水際対策	
(6)まん延防止	
(7)ワクチン	
(8)医療	
(9)治療薬・治療法	
(10)検査	
(11)保健	
(12)物資	
(13)国民生活・国民経済の安定の確保	

滋賀県新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

1 県行動計画改定の趣旨

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条の規定に基づく、新型インフルエンザ等が発生した場合に備え、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示した計画 ※県行動計画は、H26.3策定
- 新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、政府行動計画が約10年ぶりに抜本的に改定（R6.7）されたことを受け、県行動計画を改定する
- 今後は、おおむね6年ごとの政府行動計画改定にかかる検討を踏まえて、必要に応じて県行動計画の見直しを行う

2 県行動計画の目的

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命および健康を保護する
 - ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくし、医療提供体制への負荷を軽減するとともに、患者数等が医療提供体制の能力を超えないようにし、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする
 - ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす
- (2) 県民生活および県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする
 - ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に実施

3 県行動計画の対象感染症

- 特措法上「新型インフルエンザ等」と定義される次の①～③が対象
①新型インフルエンザ等感染症、②指定感染症、③新感染症
（感染症の分類の詳細はP6）

なお、季節性インフルエンザやCOVID19※、麻しん（はしか）、結核など、1類～5類感染症は当計画の対象外ではあるが、1類～5類の感染症にも当計画記載の対策で有効なもの（情報収集・共有など）は、必要に応じて実施

※2020年1月に、中国からWHOに報告された新型コロナウイルス感染症

4 県行動計画改定のポイント

- 政府行動計画や新型コロナ対応の振り返り、有識者会議での意見等を踏まえ、県独自の取組も含め、県行動計画を抜本的に改定
 - 新型インフル・新型コロナ以外の幅広い呼吸器感染症も念頭に置いた計画
- (1) 平時の準備の充実
 - ① 情報収集・分析、サーベイランス体制の充実・強化
 - ② 県と医療機関との協定等に基づく迅速な検査・医療提供体制の整備
 - ③ 国、県、市町、医療機関等と連携した実効性のある訓練を定期的の実施
 - (2) 対策項目の拡充や柔軟かつ機動的な対策の切替え
 - ① 中長期的に複数の波が来ることを想定
 - ② 状況の変化と感染拡大防止・社会経済活動のバランスを踏まえたリスク評価に基づく対策の柔軟かつ機動的な切替え
 - ③ 対策項目の拡充（6項目→12項目）と記載の充実
 - ・ 対策項目ごとに3区分（準備期、初動期、対応期）に再設定の上、準備期の取組を充実
 - ・ 有事のシナリオを整理、必要な対策の選択肢を記載
 - (3) 情報発信の強化
 - ・ 平時からの感染症等に関する普及啓発やリスクコミュニケーションの実施等

※県域を越えた人の移動や感染の広がり等を踏まえ、関西広域連合や近隣府県等と連携して対応

対策12項目

<下線・赤字は、改定による変更箇所>

- ① 実施体制
 - ② 情報収集・分析
 - ③ サーベイランス
 - ④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
 - ⑤ まん延防止
 - ⑥ ワクチン
 - ⑦ 医療
 - ⑧ 治療薬・治療法
 - ⑨ 検査
 - ⑩ 保健
 - ⑪ 物資
 - ⑫ 県民生活・県民経済の安定の確保
- ※12項目の時期ごとの主な取組はP3～5に記載

4. 本市行動計画の改定

(1) 行動計画の目的

- ・ 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること。
- ・ 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにすること。

(2) 改定の方針

- ・ 改定された政府、滋賀県の行動計画及び本市感染症予防計画と整合を図りつつ、本市における新型コロナ対応の経験・教訓を踏まえ、感染症危機が発生した際に上記目的が果たせるよう改定する。

(3) 記載内容に係る考え方

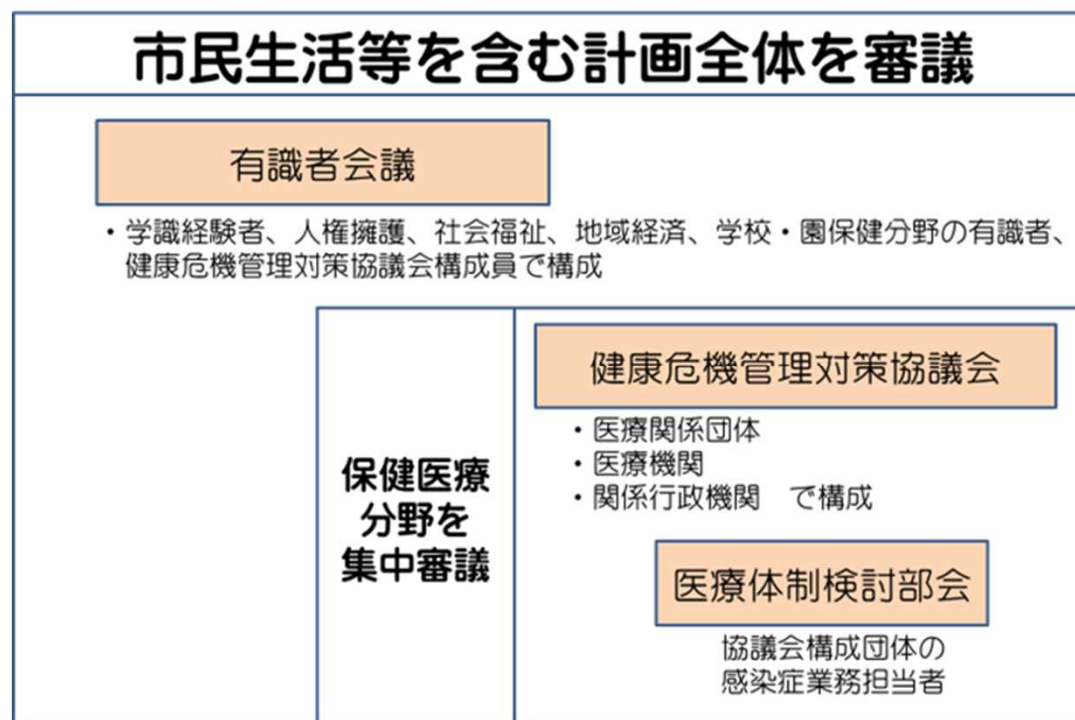
- ・ 政府行動計画、滋賀県行動計画において、保健所設置市、市町村が取り組む内容が記載されているため、それを準用する。
- ・ 新型コロナ対応の経験・教訓を踏まえ、必要に応じて本市独自の取組を記載する。
- ・ 感染症対応に関連する様々な分野の有識者から意見を聴取し、記載内容に反映させる。

5. 有識者からの意見聴取

(1) 意見聴取方法

- ① 改定により市行動計画の実効性を高めるため、「新型インフルエンザ等対策に関する有識者会議」を新設し、専門的な見地からの意見を聴取する。
- ② 計画の多くを占める保健医療分野に関しては、既存の健康危機管理対策協議会医療体制検討部会において、より専門的・重点的に意見を聴取する。

〈会議の構成〉



5. 有識者の意見聴取

(2) 各会議の構成員・審議事項

新型インフルエンザ等対策に関する有識者会議

健康危機管理対策協議会の構成員に、学識経験者、人権擁護、社会福祉、地域経済、学校・園保健分野の有識者を加えて構成する。保健医療分野に加え、感染症のまん延により影響を受ける市民生活、地域経済、人権への配慮等を含む、行動計画の全体を審議する。

健康危機管理対策協議会及び専門部会

市内の救急告示病院、三師会、警察署、滋賀県、本市消防局、教育委員会、保健所で構成、本市行動計画の保健医療分野を専門的・重点的に審議する。

審議は、より実効性のある計画となるよう、構成団体の感染症業務担当で構成する専門部会において行い、専門部会は協議内容・結果を協議会構成員に書面等で適宜報告する。

協議会構成員は、専門部会での協議内容・結果を確認し、有識者会議の場において計画全体を審議する。

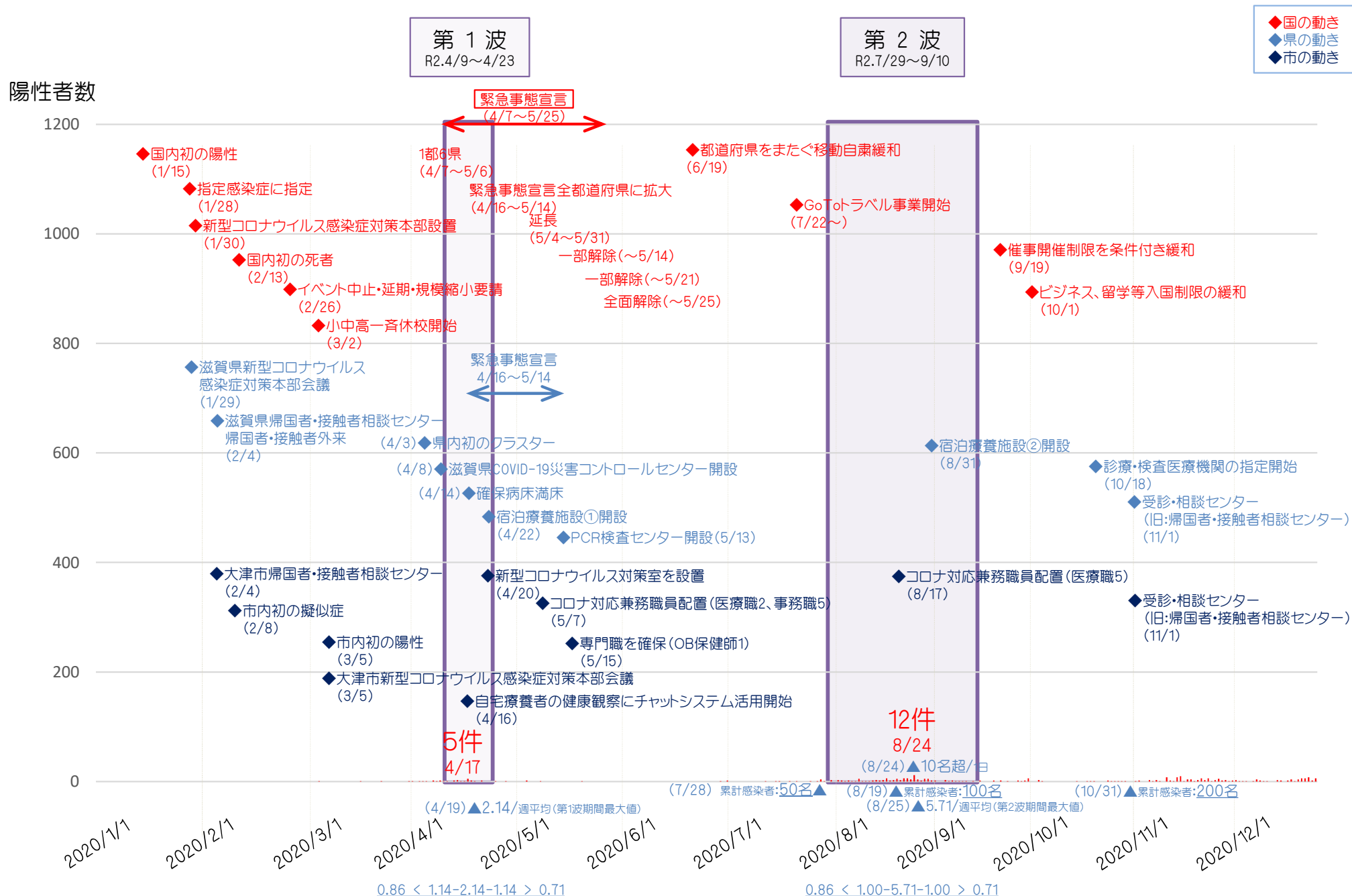
※ 協議会の開催について

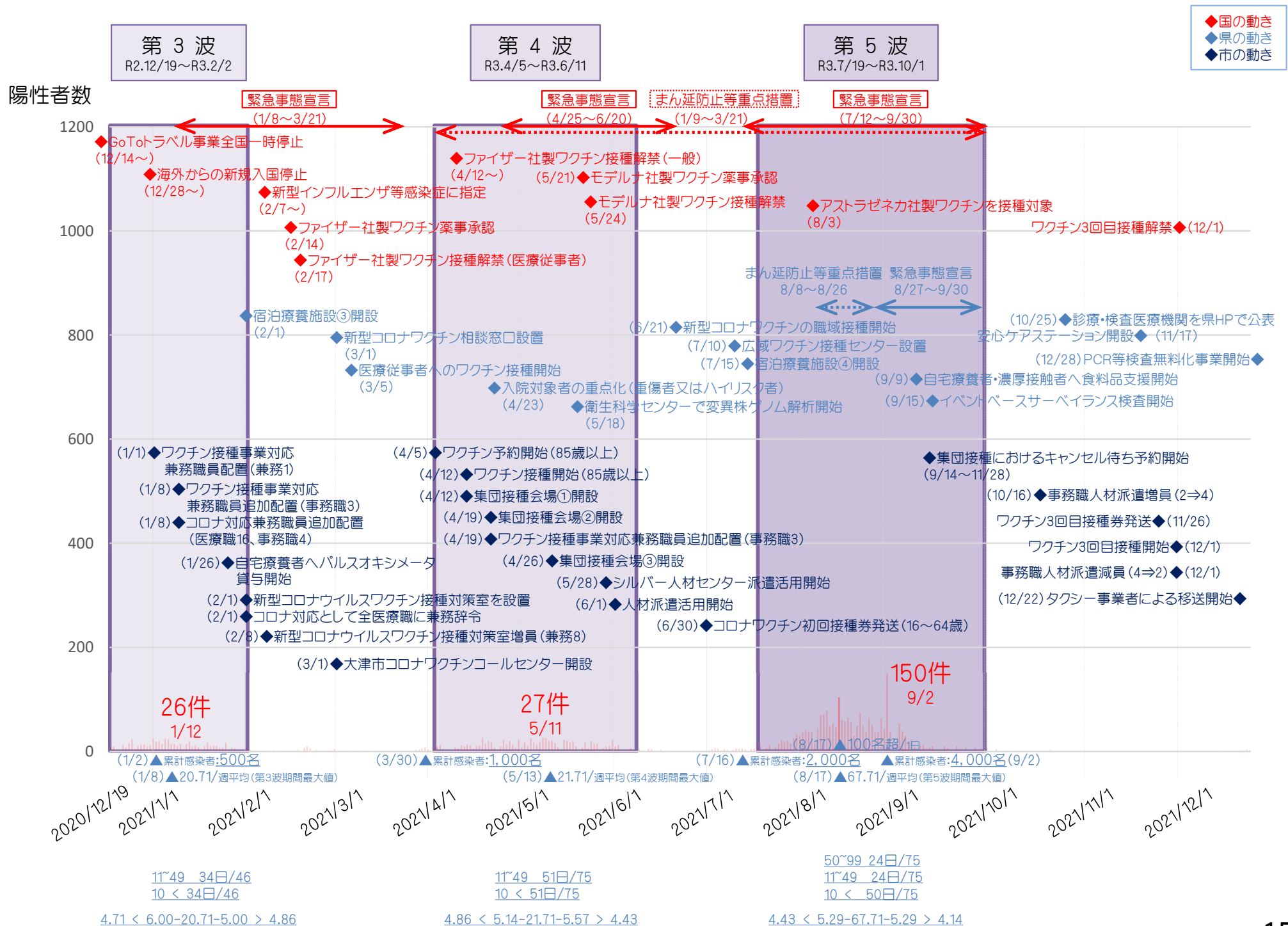
協議会構成員は、有識者会議の構成員を兼ねており、有識者会議において保健医療分野を含む計画全体を協議するため、保健医療分野のみを協議するための協議会は開催しないこととする。

ご意見いただきたいポイント

専門的な視点から見て、本市行動計画に欠けている点がないか、また、特に記載を充実すべきことは何か。

参考：時系列で見る新型コロナ対応





◆国の動き
◆県の動き
◆市の動き

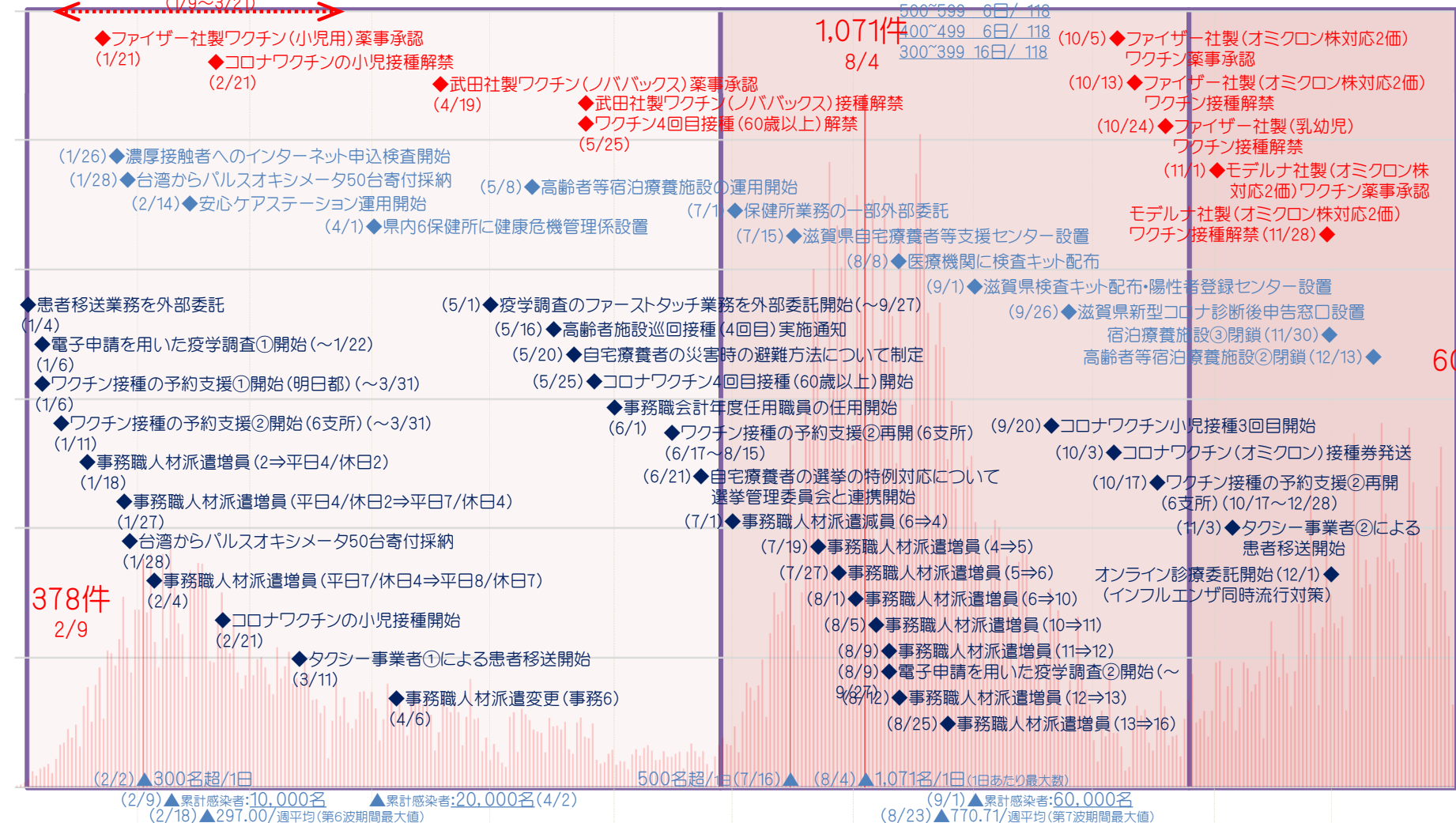
陽性者数

第 6 波
R4.1/4~R4.6/29

第 7 波
R4.6/30~R4.10/25

第 8 波
R4.10/26~

まん延防止等重点措置
(1/9~3/21)



2022/1/1 2022/2/1 2022/3/1 2022/4/1 2022/5/1 2022/6/1 2022/7/1 2022/8/1 2022/9/1 2022/10/1 2022/11/1 2022/12/1

200~299 34日/ 177
100~199 67日/ 177
11~99 73日/ 177
10 < 175日/ 177

4.29 < 5.71-297.00-50.43 > 53.29

500名超/日(7/16) (8/4)▲1,071名/1日(1日あたり最大数)
(9/1)▲累計感染者:60,000名
(8/23)▲770.71/週平均(第7波期間最大値)

200~299 14日/ 118
100~199 21日/ 118
11~99 23日/ 118
10 < 118日/ 118

50.43 < 53.29-769.00-91.14 > 98.29

400~499 3日/ 194
300~399 34日/ 194

200~299 27日/ 194
100~199 40日/ 194
11~99 90日/ 194
10 < 194日/ 194

91.14 < 98.29-436.00-22.57 > 5類

第 8 波
R4.10/26~2/28

5類へ移行 ➡

陽性者数

